NACCS(APS) 大中小細分類コード

2023年3月31日現在

大分類	大分類 10:油料・肥飼料、その他雑品				
中分類		植物の例示	小分類	細分類	
11	油料	ナタネ、コプラ、アマ、ワタミ、ヒマワリ、ベニバナ、ゴマ等まめ類以外の油料原料。			
12	乾牧草	アルファルファ、サトウキビ、スーダンモロコシ、チモシー、ライグラス等の乾牧草類。ただし、キューブ状、ヘレット状、イネ、オオムギ属及びコムギ属を除く。		粉·破砕:07	
13	肥飼料	ヒマワリ、ヘ・ニハ・ナ、ワタ:等の肥飼料類。 アルファルファ、サトウダ・イコン、サトウキヒ・、フスマ、こく類及びまめ類等を主原料とするキューブ 状、ヘンット状のもの。 ナダネ、ヒマ、こく類、まめ類等の粕類及びヘンレット状のもの。(粕ヘンレット、ミールヘンレット等)		粉·破砕:07 キューフ・ヘ [°] レット:11 粕:15 その他加工:88	
14	イネワラ·コメヌカ・モ ミガラ	イネワラ、イネモミ、モミかラ、コメヌカであって飼料用、園芸用を含む。 タタミト、コ、ムシロ、コモ等の加工品。 ただこし、ベレット状のものを除く。 ※「禁止品に該当する」とは、当該分類の加工状態のものが禁止対象地域から輸入された場合 に禁止品に該当する品目を指す。なお、禁止対象地域以外から輸入された検査品にも適用する。	穂:24	粉・破砕:07 タタミドコ:22 コメヌカ・フスマ等の加工 品(禁止品に該当しな い):81 ワラ等の加工品(禁止品 に該当する):82	
15	ムギワラ・フスマ	オオムキ、属及びコムキ、属のムキ、ワラ、ムキ、穂軸(ストロー)及びフスマであって、飼料用、園芸用を含む。 タタミト、コ等の加工品。 ただし、ヘンット状のものを除く。 ※「禁止品に該当する」とは、当該分類の加工状態のものが禁止対象地域から輸入された場合 に禁止品に該当する品目を指す。なお、禁止対象地域以外から輸入された検査品にも適用する。	穂:24	粉・破砕:07 タタミドコ:22 コメヌカ・フスマ等の加工 品(禁止品に該当しな い):81 ワラ等の加工品(禁止品 に該当する):82	
16	ドライフラワー	トライフラワー及び学術研究用に供するさく葉標本(半乾燥植物を含む。)マツカサ類及び観賞用若しくは装飾用乾燥植物。ただし、イネ、ムギ類の穂及び流木等の装飾用芯材を除く。			
17	園芸用品	ピートモス、ミス´ゴケ、ヘゴ、ヤマゴケ、ほだ木、園芸用樹皮等の園芸用品。ただし、タケ材は除く。		粉·破砕:07	
18	その他	木箱、当板等の梱包材、麻袋、タケ材、ソバガラ、クルミガラ、ケープルドラム、パレット、イグサ加工品及び半加工(木材) 品等。 粗繊維用植物、装飾用芯材等。 バイオマス燃料用植物等。 中古農機等。	殻:19 燃料用(バイオマス燃料 用):30 中古農機:90	粉・破砕:07 粕:15 チップ:31 ペレット:32 ブリケット:33 その他の加工品:88	